

資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年7月21日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年7月21日（火）午前10時20分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席議員
4番 保田 守君 6番 治徳 義明君 7番 原田 素代君
10番 北川 勝義君 13番 岡崎 達義君 14番 下山 哲司君
15番 小田百合子君
- 5 欠席議員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 査 青木 智彦君
- 7 審査又は調査事件について
1) 金谷文則議員の資格決定について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） 皆さんおはようございます。

それでは、第2回資格審査特別委員会を開会します。

委員会の傍聴は許可しております。

それでは、委員会の審査に入りますが、まず委員会の進め方についてを議題とし、これから協議を行いたいと思います。

今後の委員会の進め方について協議をしたいと思いますが、委員長と副委員長のほうで資格審査特別委員会の流れの案を、これですけども、作成しておりますので、まずごらんください。

まず、そちらに書いてある3点について協議したいと思います。

1点目、当該介護事業所の役員名簿を執行部に要求したいと思います。

2点目、要求議員、被要求議員には出席を求めないことにしたいと思います。

3点目は、次回の委員会で保健福祉部長の出席を求めたいと思います。

次に、第3回目以降の委員会では、結論が出るまで審査を続けることとしております。

以上が委員会の流れでございます。

ここでこれについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

ありませんか。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 2点。審査資料として当該介護事業所の役員名簿を執行部に要求するというの、これは法人登記簿ということですか。

それからもう一つ、要求議員、被要求議員には出席を求めないということなんですが、被要求議員はいいとしましても、要求議員はここへいらっしゃる北川議員はいろいろ質疑のときに質問に対してきちっと答えられたんですけど……。

○委員長（小田百合子君） 答えられてますね。

○副議長（岡崎達義君） もう一人の実盛議員のほうはほとんど答えられてないんで、ぜひ実盛議員には出席を求めたいと思います。

以上です。

○委員長（小田百合子君） それでは、答弁としては皆さんで協議していただくしかありませんので、最初に言われました出席を求めないということですね。要求議員と被要求議員については出席を求めないということ、つまり実盛議員には出席していただきたいということで、それに賛成の方の挙手をお願い……。

○委員（北川勝義君） ちょっとよろしいか。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 委員長、何かやられとることで説明ができてねえから要求議員を呼ば

にゃあおえんじょとかというそういう話じょのうて、呼ぶんじょったら呼びゃえんじょけど、資格審査特別委員会の要求をしたんじょから、それについては議会の本会議で聞いて自動的に設置せにゃあおえんのんじょから、僕は呼ぶ必要もねんかなと思うて。せえから、呼びゃあええというのは皆さんで決まりゃ呼びゃあええと思うんじょけど、考え方として呼んだら何か申請者を責めるような話になりょんじょねえかと思うて、そういう話じょねんじょねえかと、今言う1件思うたんと。

それからもう一件は、被要求議員には求めないとかというんじょのうて、要望して出ます言うたら出てもらあええし、出ん言うて、形上、出るな言うんじょのうて、前のときにしたときに小倉議員は出てください言うたら出ますというて出られたんで、じょから求めないじょのうて、言あ出てもええし、出ないなら出ないでもいいというようなことのほうがちょっと格好がええかなと思うて、かえって被要求議員が出るのを拒んだというよとり方せんほうがええんじょねえ、ここが委員会のほうが審議しとって必要ねえから呼ばなんだというほうがいいんかなとちょっと1点思うた。

それからもう一点、副議長岡崎委員が言わりょった役員名簿のことなんじょけど、法人登記とそれから監査やこうはどこへ出てくるんかな、出てこんのかな。法人登記は。

○副議長（岡崎達義君） 登記簿へ載つとるんじょないかなあ。

○委員（北川勝義君） 監事やこ載るんかな、ちょっとできりゃそこんとこの詳しいのちょっと教えていただきたいというぐれえで。

○副委員長（下山哲司君） それはインターネットの部分でも載つとると思うよ。監査やこうは。

○委員（北川勝義君） ちょっとわからんの、僕見てわからんから。そこらのことがどこら辺までできるかというので、できる範囲では出してもらあええんで。

それからもう一つ、第3回以降ので、僕はここできょう言う話じょねん、言うつもりも中で今の言うたら、要求議員でというていろいろ厳しい質問もあったり、個人的な質問じょ嫌がらせみたいな質問もあつたんじょ、そりゃそれで答えてきたつもりなんじょけど、僕は5つほどの疑問があつて、文書あえてきょうは持つてこなんだ、5つあつたという中のいろいろの中というたら、本人が困るなというて、こねんことはわしがやめにゃあおえんがなとかという、そういう話をやっぱり雑談とも思うてやつたんで、そりゃただ雑談じょつたとかというのを聞いて済みゃあええし、それから本人が3月議会で特に身を晴らしてえ、こういうて言われた、ああいうことがやっぱりある意味で身を晴らしもええのすべきじょと思うとるし、そういうことと、それからある人に自分とこしよんじょけえ出てくれ、メッセージでも送つてくれえ言うたりする、そういうことをやっぱりちょっと大分気になつとつたんで、そこら思うたんで。

ただ、おとしめちやるというだけの考えじょのうて、できて正しかつたらこれもう早う終わりゃあええと思うんです。委員長じょねえ、議長じょねえ、誰言われたんかな。質問の中で言

われたが、延々と長うする、小田さんじゃったかな。延々と長うするんじゃないかというんで、延々と長うするんじやのうて、できりゃ3回目ぐらいのときにやわかるようにちょっと詳しくゅうやって、理解できるんか、理解できるんは全員じゃけん、そりゃできるできんじやのうて、解明、これで問題ねんじやねえかと思えるまでのことで、早急に資料整えてもらおうというんか、ぐらいで終わる、終わるんじやねえわ、今間違いです、終わるんじやのうて、早急にそういう進め方していただきゃあえんじやねえかと思うた。それであえて役員名簿のときに監査役というんか、ようわからんけど、そこら辺もちょっと出してもろうたらええんかなと、関係書類と思うたんです。

それと、そここのところの介護事業所の方のもしどうしても必要なかったら呼ばにゃあいけん、そういうことは僕はあえてする必要はねんじやねえかなとはちょっと今思うとりますんで、それだけです。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済いません。今回の資格決定要求は地方自治法第92条2の規定に基づいてこれが設置されてるんですけども、私も勉強させてもらいましたけども、ちょっとやっぱり法律用語もあったりしましてわかりにくいこともあるので、92条2を再度、どういう法律かということを確認していただければありがたいんですけども。

○委員長（小田百合子君） 92条の2というのはちゃんと文章化されておりますけども、その解釈を改めて勉強するということがよろしいですか。

○委員（治徳義明君） そう。そういう意味。

○委員長（小田百合子君） はい、わかりました。

○委員（治徳義明君） 非常に難しい文言も使われてるのも事実ですので。

○委員長（小田百合子君） はい、わかりました。

必要なものは次の委員会までに取りそろえますが、この役員名簿というのは別に登記簿謄本じゃなくてもそれを載ってる……。

○委員（北川勝義君） それ別に構わんと思う、載ったりやあな。

○委員長（小田百合子君） ものを出していただければいいんじゃないかなと思うんですけど、皆さんどうですか。

わかるものということよろしいですか。

○委員（原田素代君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そういうことをわかった上で審査請求されてらっしゃるわけですから、法務局に行っても個人は法務局からの資料をもらえないので出せないとおっしゃったわけで、だから要するに請求された側の人たちにとってはきちっとした法的根拠に基づいた役員

名簿をもらえないからこういう委員会を開いて徹底的にやってほしいという御発言があったのだから、当然それは法務局のほうからの正式な文書を出していただくというのが目的の一つとしてもあると思うので、それは当然それを求めたいと思うんですけど。

もうそれが出たら、それだけでも結論は出ちゃうと思うんです。

○委員長（小田百合子君）　そういうことですね。

○委員（原田素代君）　はい。92条の2のところは。

もう一つは、要求議員、被要求議員のことは今北川委員がおっしゃったように、あらかじめもうかせをするわけではなく、議論の流れの中で必要であれば求めていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小田百合子君）　はい、わかりました。

はい、北川委員。

○委員（北川勝義君）　今、原田委員の言われることはわからんことはねえ、最初のもわかるんじゃけど、役員名簿じゃとか登記簿謄本というのは弁護士つけて何とかのというんじゃなかったらなかなかとれんというんがこれ現実なんです。じゃから、それを見て今原田委員が言われた、僕は個人的な話したらおえんけど、ちょっとどねんなつとんでというて教えてん言うたら、そりゃもうわしらじゃわからんのじゃと、こういうて言われる人もおられて、なかなかもらえなんだ、閲覧もできなんだ。くれえというんじゃのうて、見せてもらうだけでもえかったんじゃけど、それも不可能なかったわけなんで、そういうときわかっとりゃ、やっぱり事実僕はよう知らんのですけど、確認できてねえ。

監事は監査役人からも金谷議員の奥さんがなられたというのは、これ歴然とした間違いがねんでというんで、そこら辺もわかりゃ監査委員というたらどうということかというのものもあるんで、それから今夫婦が同世帯というたら議員としての資格を問われるという、資格を僕は問おうとかという話をしょんじゃねえ、やっぱり倫理規程決めた中であったんで、倫理規程の中へ一部入れたんで、そこら辺のことをもうちょっと徹底しとくべきじゃねえかなと思うて、やっちらうとかやめえとか、そういう話じゃのうて、という意味で出してもろうたらわかりやすいんで、とれんので出してもらいたい、それで終わりじゃのうて、今後はこういうことやめえ、申し合わせじゃけど、そういうことをきちっとしたほうがええんじゃねえかなと思うんで。

それから、委員長、さっき治徳委員が言われたことの92条の2項の要求のことの勉強しましよ言うたんじゃけど、これ解釈のしようで、僕もいろいろ聞きましたら、92条2項、弁護士聞いてみたら、その人その人によって解釈何ぼか違うんです。例えば議員として議員でとられるんじゃというんと、議員の妻は1親等じゃけえ妻も含まれる、議員以外はいいと書いとらんとかというていろいろあるんで、もうそう難しいことをそこまでやろうという気持ちは、や

ろうというんじゃない、やるべきじゃないと思うんじゃないけど、倫理性的の話じゃから、できりゃあこの議会事務局とかそれから県とか誰でもええ言うたら言い方おかしいけど、中立な立場というんか、職員とかそれで92条の2を説明してもらやあ、軽う流してもろうて文書もろうてから入りゃえんかなとちょっと思うたんですけど。別にどうこう難しゅう言うとかというんじゃないのうて、専門家によったら解釈が違いましょう。AとBが考え方が違うと思うんで……。

○委員長（小田百合子君） それは事例によって……。

○委員（北川勝義君） じゃから、違うから……。

○委員長（小田百合子君） 変わってくるということで……。

○委員（北川勝義君） そうそう、じゃから一般例の考え方で簡単に内容説明だけしてもろうたらえんじゃないかなとは今思うとんです。難しい、どこまでするかというのようわからんので、やりゃあええと思うんじゃないけど。

原則的には、この委員長、副委員長協議したことにお任せします。どうこうじゃのうて。

○委員長（小田百合子君） それでは、流れの案で御了承いただいておりますが、2点目の要求議員、被要求議員には出席を求めないということを、これでいいかどうかということで……。

○副議長（岡崎達義君） 求めることができる。

○委員（北川勝義君） せえで、求めんでもえんじゃないから。

○委員長（小田百合子君） そういうふうに変えますか。求めることができる。

○委員（北川勝義君） 原則求めんという意味のことでええわけじゃろ。

○委員長（小田百合子君） はい。これはもう……。

○委員（北川勝義君） じゃから、ケース・バイ・ケースで、呼ぶこともできる、そういう解釈じゃな。

○委員長（小田百合子君） それでは、次回保健福祉部長の出席を求めたいと思いますが、それについては了承していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） これはやはり介護施設ということで手続なんかの過程で、経緯で不正がなかったかというふうな、そういったことをやはり聞かなければいけませんので、これは必要だと思いますけど、構いませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） じゃあ、そういうことで、ほかに御意見がなければこのとおりの決定させていただきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） 次に、次回の委員会の開催日については、8月3日を予定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） では、次回は8月3日に決まりました。

○委員（北川勝義君） 委員長、10時。

○委員長（小田百合子君） 10時です。

では、ほかに皆さんから何かありましたら発言をお願いいたします。
ありますか。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 議員活動の制約についてという、インターネットで拾ったんですけど、こういうのがありますので……。

○委員（原田素代君） すごいボリュームです、何枚。

○副議長（岡崎達義君） これ14ページ。

もしあれでしたら、これをぜひ見ていただいといたら、菊民夫調査、菊民夫さんという方が調査されてるんです。請負についてとか、それから92条の2に細かいいろいろな条文の説明がありますので、先ほど治徳委員が言われてたように、勉強もあれですけど、こういうのを見ていただいたら運用の方法、仕方とか全部調べたのが載ってますので……。

○委員（治徳義明君） それ、主としてとかというのは出てます。どういう意味かとかというのは。

○副議長（岡崎達義君） それも載ってると思います。

○委員（治徳義明君） 載ってます。

○副議長（岡崎達義君） 主としてどういう……。

○委員（治徳義明君） その意味が、主としてとかというて出とったら、意味がわからん……。

○委員長（小田百合子君） それでは、岡崎委員、これからコピーしてもらって、帰りに持って帰れるようにさせてもらいたいと思います。事務局のほうお願いします。きょう持って帰るんですよ。

○委員（北川勝義君） 委員長、ええ。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 別に難しい話じゃねえ、僕は考え方の言よんで、実際こういうことになったときに誰がやりようとかというんじやのうて、前のときにしてびちっと、前の議員はびちっとせられて、今度はしてねえというのは僕はその話、今これ資格審査する前のころから話ししょんです、ずっと前から。そりやおかしいじゃねえかという話をしてた。ふんふんいうて、何人の議員もおかしいんじゃねえかというて、これじゃったら……のほうきれいなわというて話を前、失礼、削除してください、名前。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） そういう話をしたんです。ぴちっとしとんじゃねえかと。

せえで、すんじやったらそれでええし、今後のことを考えにやいけん。じやったら、ほんなら例えば今僕がうちの嫁がそういうことをしたら、僕はたたかれると思います、はっきり言うて。じゃから、僕はそうなるようなことをせんほうがええんじゃねえかというのを言いたかったんで、百条したら次は資格審査、政倫審とかというて、これじやったらほんなら下からいきやあ順番いったら切りがねえ話なんです。じゃから、僕はそうじゃのうて、やっぱりそういう疑いがあるんじやったら直してもろうとくほうがええと思うて、倫理審のことが直つてねんじやねえかと思うて。

せえで、今岡崎委員が言われた今の14ページの焼いてくれるのはあれじゃけど、そこは見てねえ、ほかのところを見たりいろいろしたんじゃけど、請負というてもとり方がいろいろあるんで、別に難しゅう言おうと思うんじゃねんじゃけど、やはり要求した人も反省せにやあ、間違うとりや反省せにやおえんし、これからぴちっとしていかんやいけんし、それから要求された方もこれからなるようなことがあったらしていきやええことで、僕は長う引っ張っちゃろうとかそういう意味のことは委員長思うてねんで、委員長言われた話じゃねんじゃけど、どちらにもついても解明できりやええと、これで済んだと、言葉で言うだけじゃのうて、したほうがええんじゃねえかなと思うて。

それから、一つお願いは、部長があるでしょう。部長呼ぶときに部長にどうの、部長にどういうんかな言うたらおかしいんじゃけど、部長とか支所長でも関係あるかもしれんけど、そう余り詰めて聞いてあげても答えにきいんもあるんじゃねえかと思うて。それで答えなんたら答えんというのが悪いというんじゃのうて、これ流すなら流す、この本会議でも金谷さん自身が3月議会のときにまたありますかというて聞いたら、そういうことはありませんでしたというて部長答えとりますが。じゃけ、その流れがどこら辺が聞いてええかあるんで、ちょっと委員長のほうで、ちょっとそこはもう聞かれなというこの全員の中で、そこはもう聞かんでもえかろうというのを委員長、副委員長采配してもらいてえと思うて、聞きようたら切りがねえ話になるんじゃねえかと思うたんで。職員も答えにきいんじゃねえかというのがちょっとありまして……。

○委員長（小田百合子君） はい、承知しております……。

○委員（北川勝義君） それをちょっとお願いします。

○委員長（小田百合子君） ので、そこは。

○委員（北川勝義君） 議長経験でようわかるけえ、お願いします、それだけ。

○委員長（小田百合子君） それでは、その流れでいかせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） ほかに、ほかの件で何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） なければこれで終わりたいと思いますので、コピーができ上がるまでちょっとお待ちいただきたいと思います。持って帰って勉強していただきたいんです。

○委員（北川勝義君） 3日は、午後、弁当が出るぐれえになるか。

説明があつたらどんなかな、なかったらそうならんかな、午前かなと思うたんじゃけど。

○委員長（小田百合子君） いや、例えば要求議員、被要求議員を呼ばないんであれば、そう時間はかからないと思いますし、資料がとにかくそろろうということで。

○委員（北川勝義君） 92条の2の……。

○副委員長（下山哲司君） 昼かかったら近くで食べりゃええが、もう。

○委員長（小田百合子君） そうしましょう。

○委員（北川勝義君） 何かこの間、うちのほうの委員会で絶対弁当持ってこにゃあおえん、とらにゃおえんのんじゃ言われて、とったんじゃ、結果的には。とらにゃあ、食べ行こうかというて5人ほどじゃからもう食べ行くか言うたら、とらにゃあいけん言われたけんとったんじゃけど、とととたら12時回ってもええ場合があるけど。

ほな、食べ行くということでええかな。

○委員長（小田百合子君） それでよろしいですね、皆さん。

○委員（北川勝義君） そのほうが楽なんじゃ。

○委員長（小田百合子君） じゃ、そうさせていただきますと思います。

お弁当はなしですが、時間はある程度かかるかもしれませんので。

この件に関しては、勉強した上でちゃんとした質問をしていただくようにお願いします。

そのほかにないようでしたら、これで終わりたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） では、以上をもちまして第2回資格審査特別委員会を終わります。御苦労さまでした。

午前10時20分 閉会